

令和2年第3回三種町議会臨時会会議録

令和2年11月26日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課	長	石井靖紀	企画政策課長	金子孝
税務課	長	金子英人	町民生活課長	荒川浩幸
福祉課	長	加賀谷司	健康推進課長	佐々木恭一
農林課	長	寺沢梶人	商工観光交流課長	工藤一嗣
建設課	長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明
琴丘支所	長	工藤伸也	山本支所長	後藤芳英
会計課	長	平澤仁美	教育長	鎌田義人
教育次長	長	後藤誠	農業委員会事務局長	佐藤慶一

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	桜庭勇樹	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主任	近藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 町長の招集挨拶
- 第 4 承認第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度三種町一般会計補正予算）
- 第 5 条例議案（議案第 7 0 号から第 7 3 号まで）の一括上程
- 第 6 議案第 7 0 号 三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 7 1 号 三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 7 2 号 三種町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 7 3 号 三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 7 4 号 財産の取得について（庁舎等 W i - F i 環境整備機器）

議長 金子芳継は、令和 2 年 1 1 月 2 6 日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前 1 0 時 0 0 分 開会）

議 長 （ 金子芳継 ）

おはようございます。

ただいまから、令和 2 年第 3 回三種町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は 1 5 名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

書記には桜庭君を任命いたします。

説明員として、町長及び教育長の出席を求めています。

日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 1 2 4 条の規定により 7 番、加藤彦次郎議員及び 8 番、後藤栄美子議員を指名いたします。

日程第 2．会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営 （ 工藤秀明 ）

委員長

おはようございます。

令和 2 年第 3 回三種町議会臨時会に当たり、本日議会運営委員会を開催し、会期等について協議しましたので、その結果をご報告いたします。

皆様のお手元に配付しております会期日程表のとおり、会期は本日 1 日としております。

なお、提出案件は、承認 1 件、議案 5 件となっておりますので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げまして報告といたします。

議 長（金子芳継）

議会運営委員長の報告を終わります。  
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり本日1日とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3．町長より招集挨拶を求めます。町長。

町 長（田川政幸）

おはようございます。

本日、第3回議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には、何かとお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。議案審議の前の貴重なお時間を拝借し、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も残すところあと1か月余りとなりましたが、全国各地において第3波と見られる新型コロナウイルス感染者数は増加の一途をたどっており、昨日は県内でもクラスターと見られる感染が公表されております。家庭内感染と見られる高齢者の割合も増えており、これからの季節、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行により重症化リスクが高まることが懸念されております。

町民の皆様におかれましては、基本的な感染対策を徹底した上で、世代を問わず、町の任意インフルエンザ予防接種助成事業を活用し、積極的にインフルエンザの予防接種をしていただきたいと思いますところでございます。

さて、本日の臨時会につきましては、補正予算の専決処分、給与条例等の改正、さきの9月定例会において議決いただきました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した財産の取得議案等を提出するため招集した次第であります。

議員の皆様にはよろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願いたします。

議 長（金子芳継）

町長の招集挨拶を終わります。

日程第4．承認第11号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度三種町一般会計補正予算）」を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（田川政幸）

それでは、承認第11号についてご説明申し上げます。

承認第11号は、令和2年度一般会計の専決処分した補正予算について、

議会の承認を求めるものであります。

令和2年度一般会計予算の補正は、歳入歳出それぞれ2,573万3,000円を追加し、予算総額を121億8,677万1,000円とするものであります。

歳出の商工費におきましては、宿泊費助成事業として、2,573万3,000円を増額計上しております。これは、秋田県のプレミアム宿泊券及び国のGoToトラベル事業により、当初の見込みより宿泊者数が大幅に伸び、助成金に不足が生じたため、今後の事業費も含めて補正したものでございます。

なお、歳入につきましては、財政調整基金からの繰入れにより対応しております。

以上が専決処分の内容となりますので、議員の皆様にはご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（金子芳継）

町長の提案理由の説明を終わります。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。7番、加藤彦次郎議員。

7番（加藤彦次郎）

これは6月に2,500万円余りが計上されまして、さらに今回のこの2,500万円余りの専決ということになったわけですが、6月に聞いたときに、前年度の宿泊数を参考にして予算の積算をしたんだということでした。7月1日から3月31日までの任期の中で、大体中頃でそれを使い切ったということは、去年の倍ほどの宿泊者数があるというふうに考えてよろしいんですか。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（工藤一嗣）

交流課長 お答えいたします。

当初の予算措置におきましては、前年度の実績を基にスポーツ合宿分を除いた人数、これに0.75を掛けて予算措置していました。

7月から開始して、7月、8月につきましては依然コロナの影響を受けて前年度の宿泊者数の6割、7割程度の利用実績でしたが、9月の秋の行楽シーズン、あと県の宿泊券事業の使用、そして東京都がGoToに加わったことによる影響、そのほかゴルフパックが非常に好調でございまして、9月の実績におきまして前年度の146%になってございます。10月につきましては対前年度の240%、11月につきましても非常に好調を維持しているということで、結果的に当初の配置では7,000人分を用意してございましたが、実績値で7,800人の利用実績がございましたので、予算が不足したことによりまして、今後の事業遂行もありますので、今後の見込みも踏まえて補正したことになります。

よろしく申し上げます。

議長（金子芳継）

7番。

7番（加藤彦次郎）

よかったですね。それで、当初スポーツ合宿の人数は見込んでいなかったということなんですけれども、それがこっちの事業に組み替えられたということで、それをこちらから支出した分はあると思うんですが、そこら辺の合宿関係がじゃあ何人なのか、それ以外の単純な旅行は何人なのか、それと町内の人は何人か利用してくれたものなのかどうかを教えてください。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（工藤一嗣）

交流課長 お答えいたします。

スポーツ合宿利用につきましては、私どもの利用実績から調べましたけれども、ちょっと判読が不可能で、教育委員会のほうに問い合わせしたんですが、スポーツ合宿については行われていないということで、あとスポーツ合宿としては行われていない、ただ大会についても日帰りが多いので、どこまで利用されているか教育委員会でも把握していないので、私どものほうの利用実績書の人数と宿泊のパックの体系しか分からないので、内容についてはちょっとこちらで把握してございません。ただ、スポーツ合宿は今年度は非常に少ないものと思われ、一般利用が非常に多くなっていると考えられます。

議長（金子芳継）

7番。

7番（加藤彦次郎）

今後の動向を見据えて今回この補正になったわけですが、それが足りなくなった場合、さらに補正というのも考えられるのでしょうか。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（工藤一嗣）

交流課長 お答えいたします。

1 1月分は非常に好調だということは各宿泊事業者から聞いておりますが、1 2月については年末年始を除いてまだかなり余裕があると。1月、2月、3月につきましては、毎年非常に利用数が落ちてくる時期でございます。スポーツ合宿についても、今のところ見通しが立たないということでありましたので、前年度実績並みの人数を見込んでおります。

議長（金子芳継）

ほかにありませんか。1 3番、堺谷議員。

1 3番（堺谷直樹）

ちょっと今のに関連してお尋ねしますけれども、町内の宿泊施設が対象と

ということなんですけれども、これはどれぐらいの割合で、例えば琴丘地区の宿泊施設に何人、八竜地区の宿泊施設に何人、満遍なく宿泊されているのか、それともとある施設に集中して宿泊客が訪れているということなのか、その辺ちょっと教えてください。

議 長 ( 金子芳継 )  
商工観光交流課長。

商工観光  
交流課長 ( 工藤一嗣 )  
お答えいたします。

10月末までの実績で7,800人余りの利用実績がありますが、八竜地区、ゆめろんにつきましては全体の27.5%、琴丘地区につきましては穂波荘しかございませんので、宿泊者数が7名なので、ほぼパーセントには表れてきません。そのほかにつきましては、ゆうばる、森岳温泉森岳ホテルが利用されているということになります。

議 長 ( 金子芳継 )  
ほかにありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
承認第11号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度三種町一般会計補正予算）」を採決いたします。  
本件を承認することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )  
ご異議ないものと認めます。よって、承認第11号は承認することに決定いたしました。  
日程第5. 議案第70号から第73号までの一括上程を行います。  
町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ( 田川政幸 )  
それでは、議案第70号から議案第73号までの条例の改正案についてご説明いたします。  
初めに、議案第70号、三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、秋田県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる改正を行うものであります。  
主な改正内容であります。第1条による改正では、本年12月期の一般職の職員の期末手当支給割合を現行の1.25月から1.20月に、再任用職員については現行の0.7月から0.65月にそれぞれ引き下げ、第2条

による改正では、令和3年4月1日以降の期末手当について、第1条による引下げ分を6月期と12月期に均等に振り分ける改正を行うものであります。

次に、議案第71号、三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正については、三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正による読替規定の改正を行うものであり、期末手当の支給月数に変更はございません。なお、本町ではこれまで任期付職員の採用は行っておりません。

次に、議案第72号、三種町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案第73号、三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、町特別職及び議会議員の期末手当の支給割合を、一般職の職員の期末手当の改定状況を勘案し、支給月数を0.05月分引き下げる改正を行うものであります。

改正内容は、町特別職及び議会議員とも本年12月期の期末手当の支給割合を、現行の1.5875月から1.5375月とするものであります。また、第2条において、令和3年4月1日以降の期末手当については、6月期と12月期の支給割合を均等に振り分ける改正を行うものであります。

以上が条例案の概要であります。期末手当の引下げに関連する予算の補正につきましては、12月定例会に上程させていただきたいと存じますので、議員の皆様にはよろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。議案説明といたします。

議 長 ( 金子芳継 )

町長の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第70号「三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。3番、伊藤議員。

3番 ( 伊藤千作 )

この引下げによって、影響額といいますか、引き下げる額はどのぐらいになりますか。

議 長 ( 金子芳継 )

総務課長。

総務課長 ( 石井靖紀 )

お答えいたします。

影響額につきましては、一般会計で330万円ほど、職員全体で340万円ほどとなっております。

以上です。

議 長 ( 金子芳継 )

ほかにありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。3番、伊藤議員。

3番 ( 伊藤千作 )

反対討論を行います。

このコロナ禍の中で、様々な対応に一番頑張っているのが職員であります。その頑張りを評価して引き上げるなら話も分かりますが、反対に引き下げるとは、その頑張りに逆行します。今、このコロナ禍の中で、世界的には公務員の給料は全世界で引下げを行っております。日本だけがそれに逆行しております。引下げは公務員の生活に影響を与えるとともに、コロナ禍の下で地域経済が低迷しているのに、購買力はさらに落ちて、地域経済に与える影響は大きくなります。

よって、この議案には反対であります。（「世界中で下げてるって言った」の声あり）下げてるって、（「ってしゃべったの」の声あり）ごめんなさい。

ちょっと訂正します。

世界的には公務員の給料は全世界で引上げを行っております。ここにちょっと訂正をいたします。

議長 ( 金子芳継 )

ほかに討論ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第70号「三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は原案に反対とみなします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議長 ( 金子芳継 )

ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第71号「三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。3番、伊藤千作議員。

3番 ( 伊藤千作 )

議案第70号で反対討論を行ったのと同じ内容であります。

議長 ( 金子芳継 )



ほかに討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第71号「三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は原案に反対とみなします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議 長 ( 金子芳継 )

着席してください。

起立多数です。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第72号「三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第72号「三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第73号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第73号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第74号「財産の取得について(庁舎等Wi-Fi環境整備機器)」を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ( 田川政幸 )

それでは、議案第74号、財産の取得についてご説明いたします。

この財産取得は、新型コロナウイルス感染症拡大により「新しい生活様式」への対応が求められている中、多数の方が利用する公民館等の研修室・講堂等で誰もが利用できるWi-Fi環境の整備・強靱化と庁舎ネットワーク環境の整備のため、機器等を購入し、利用環境の整備を図るものであります。

契約の相手方は、秋田市の株式会社アチカ、代表取締役大槻忠則氏で、契約金額2,794万7,700円、納入期限を令和3年3月29日とする購入契約を締結するものであります。

議員の皆様にはよろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長 ( 金子芳継 )

町長の提案理由の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。6番、清水欣也議員。

6番 ( 清水欣也 )

単純な話です。2点聞かせてください。

入札参加者数、落札率、この2つを教えてください。それだけで結構です。

議長 ( 金子芳継 )

企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )

課長 お答えいたします。

参加者は3社でございます。

それから、率については83.62%となっております。(「もう一回」の声あり)83.62%となっております。

議長 ( 金子芳継 )

ほかにありませんか。14番、安藤賢藏議員。

14番 ( 安藤賢藏 )

私、この書類を拝見したとき、株式会社アチカという会社存じていなく

て、それと、これは今度はやってくる携帯電話の5Gだかというのとも連動するものなんですか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 お答えいたします。

アチカという会社は秋田市の会社なわけですけれども、情報関係のこういうところに精通した会社と認識しているところでございます。

それから、今議員からお話がありました5Gの関係ですけれども、5Gが使われるようになってくれば、そっちのほうの方が速いということもあるかも分からないんですけれども、まずその辺については、今回購入する機種でも十分スピードの点においてはかなり速くなるというふうに認識しております。

議長（金子芳継）

14番。

14番（安藤賢藏）

申し訳ないです。東京のほうでは、もうこの5Gだかというのが物すごいいいというのが友人から伝えられておまして、田舎でも若い人たちはそういうふうに近いうちになってしまおうと思うので、その辺についてと、それから、例えば山本公民館に私たちがお邪魔して、どうしても大衆の中でお話できない電話が来たときには外に出てお話しすると、それがまずエチケットみたいになっているんですけども、これ外へ出た場合は、このアチカの販売したネットワークというかWi-Fi環境というのは、何十メートルぐらいまで電波が、課長もいきなりでよく分からないだろうけれども、分かる人がいたら誰か、何十メートルぐらいまでこの電波が届くものだか、分かる人がいたらお答えください。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 お答えいたします。

今、ちょっと議員の質問について、何十キロというのは私もちょっと明確に分からないわけですけれども、いずれ施設内のほうにアクセスポイントということで機械が設置されることとなります。それによって、その周辺をカバーできるエリアと考えております。ただ、状況によってもそれぞれ環境が違う場合もあると思いますので、その辺については若干それぞれの環境によって変わってくる場合もあるかと思っております。

議長（金子芳継）

ほかに、10番、大澤和雄議員。

10番（大澤和雄）

1点だけ。この議案の提案説明の中で、多数の方が公民館等で誰でも利用できるWi-Fi環境を整備するというので、これは今どこでもそういう

ふうなことが進められているんですけども、この議案の説明の参考資料の中に、正規利用者のみが無線LANに接続できる認証構成というのがあるので、そうすると、誰でもということなのか、それとも正規にきちんと、町民でも正規に認証構成を受けた人でないと駄目なのか、ちょっとその辺は私よく、誰でも環境を整えば気軽に利用できるということになるかと思うんですけども、ただこの正規利用者のみが無線LANに接続できる認証構成が必要だと書いてあるので、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 すみません、今のご質問で、書かれているところをもう一度教えていただきたいんですけども。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

議案第74号参考資料の品名のところの②ですね、15ページの、提出議案の議案書の。そこに、これを全く不正というか、通常の機器とは相入れないような不正なものをシャットアウトするというものだとは思うんですけども。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 お答えいたします。

ここの部分につきましては、職員とかが利用する部分であります。ということで、いわゆる基幹系とかというような、個人情報的なものも入っている部分もありますので、誰でもそこに入ってこれないようにということでの認証ということでございます。

議長（金子芳継）

10番

10番（大澤和雄）

そうすれば、そういう情報以外の部分はオープンに入れるということで、そういう特定の部分は入れないようにするシステムだということなんですか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 お答えいたします。

そのとおりでございます。フリースポットのほうとまた違いまして、この部分については庁舎内の、あるいは施設の職員が使うほうの端末ということでご理解いただきたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

ほかに。7番、加藤彦次郎議員。

7番 ( 加藤彦次郎 )

ちなみにこの「庁舎等」とあるんですが、どこで、何か所なんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )

課長 お答えいたします。

LGWAN系、職員が使う関係等につきましては、本庁と、琴丘・山本の拠点センターのほう、それから農政庁舎のほうとなっております。

あと、フリーWi-Fiのほうにつきましては、本庁、琴丘・山本の拠点センターのほうと、農政庁舎と、八竜のほうの改善センターを対象としております。

議 長 ( 金子芳継 )

7番。

7番 ( 加藤彦次郎 )

今、琴丘の支所について抜けたんですけれども、琴丘はならないんですか。琴丘も言いましたか。

議 長 ( 金子芳継 )

企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )

課長 琴丘も入ります。

議 長 ( 金子芳継 )

ほかにありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第74号「財産の取得について(庁舎等Wi-Fi環境整備機器)」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 金子芳継 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。  
これをもって、令和2年第3回三種町議会臨時会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

---

午前10時36分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長      金 子 芳 継

三種町議会議員      加 藤 彦次郎

三種町議会議員      後 藤 栄美子